

地方公共団体実行計画
(事務事業編)

令和7年8月
西川町

■目次

1. はじめに	1
2. 背景	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	3
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	3
1. 基本的事項	5
(1) 目的	5
(2) 対象とする範囲	5
(3) 対象とする温室効果ガス	5
(4) 計画期間	5
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	5
2. 温室効果ガスの排出状況	6
(1) 「温室効果ガス総排出量」	6
(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	7
3. 温室効果ガスの排出削減目標	8
(1) 目標設定の考え方	8
(2) 温室効果ガスの削減目標	8
4. 目標達成に向けた取組	9
(1) 取組の基本方針	9
(2) 具体的な取組内容	9
5. 進捗管理体制と進捗状況の公表	11
(1) 推進体制	11
(2) 点検・評価・見直し体制	12
(3) 進捗状況の公表	12

1. はじめに

このたび、2030 年度までの西川町の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「西川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、西川町においても、極端な大雨とそれに伴う町道や農林業施設等の被害の増加、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指しています。また、山形においても、2050 年ゼロカーボン推進計画が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

西川町においては、2023 年度に西川町総合計画を策定し、温暖化対策を進めてきました。2024 年 6 月には、2050 年 CO₂（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、鋭意取組を進めているところです。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和 7 年（2025 年）8 月

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年 8 月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 6 次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

日本では 2023 年に観測史上最も暑い夏が観測されましたが、2024 年は全国のアメダス地点で観測された猛暑日（気温が 35℃を超えた日）地点数が 2023 年を大幅に上回るなど、2 年連続で過去最高に暑い夏となりました。

一方で北日本の日本海側では、7 月下旬に統計開始以降 2 番目に多い雨が降り、山形県や秋田県では土砂崩れや洪水等の災害が発生しました。この山形県・秋田県の大雨について、気象庁は、地球温暖化が無かったと仮定した場合より降雨量が 20%以上多くなったとの結果が得られた（[気象庁報道発表 2024 年 9 月 2 日](#)）としており、地球温暖化に伴う気温の上昇により降水量が増加した可能性を指摘しています。

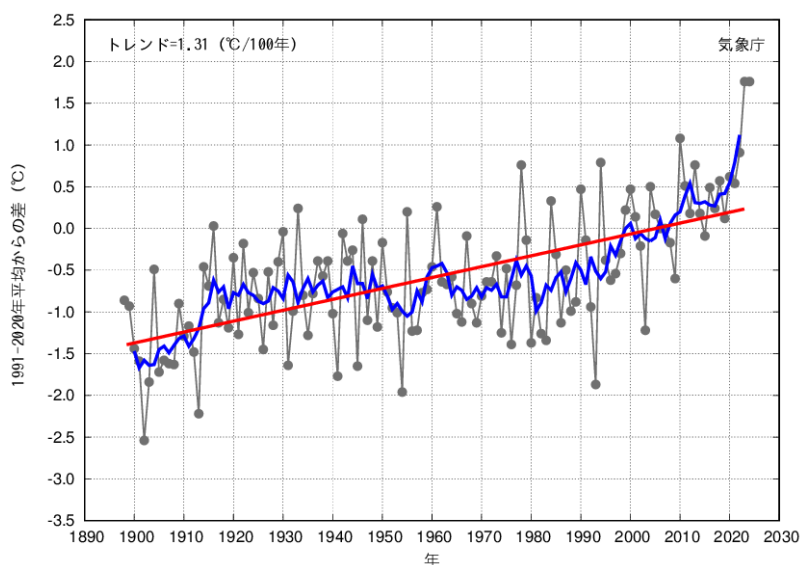


図 1 日本の夏平均気温偏差

細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の 5 年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向。基準値は 1991～2020 年の 30 年平均値。

出典：気象庁（https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/sum_jpn.html）

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和 3 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和 3（2021）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和 3 年（2021）年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	部門別	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021 年 10 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆる「ゼロカーボンシティ」は、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2024 年 9 月末時点においては 1,122 地方公共団体と加速度的に増加しています。西川町も 2024 年 4 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言しています。

1. 基本的事項

(1) 目的

西川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「西川町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、西川町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

西川町事務事業編の対象範囲は、西川町の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

西川町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

2025 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。

項 目	年 度								
	2013	…	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
期間中の事項	基準 年度		計画 策定	計画期間					目標 年度
計画期間									

図 2 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

西川町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画及び西川町総合計画に即して策定します。

2. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

西川町の 2023（令和 5）年度の事務・事業に伴う CO₂ 排出量は、1,838t-CO₂ でした。施設別では病院が 31%と最も多く、次いで小中学校・保育園の 19%、教育文化施設の 14%となりました。

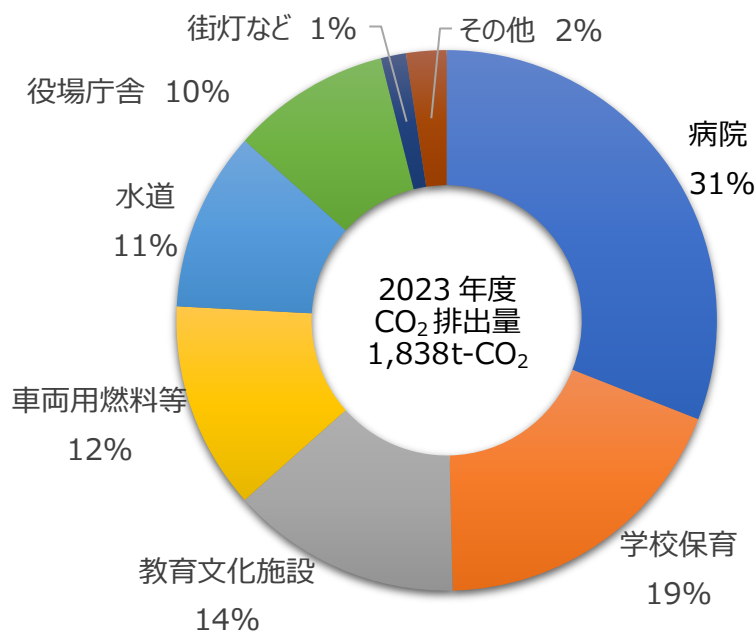


図 3 西川町の事務・事業に伴う CO₂ 排出量及び施設別排出割合（2023 年度）

また、エネルギー種別の CO₂ 排出量は、電気が全体の 59%を占め、次いで A 重油 19%、軽油 10%、灯油 9%となっています。

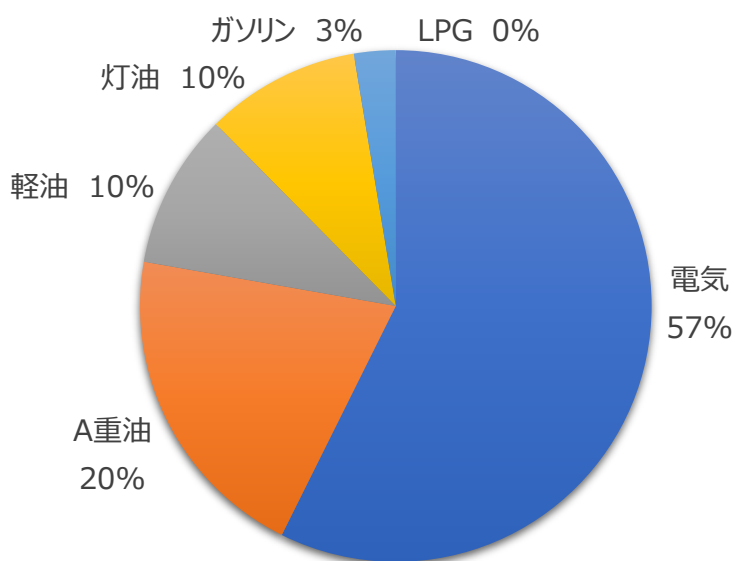


図 41 エネルギー種別 CO₂ 排出量の割合（2023 年度）

(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

西川町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、施設別に示します。

① 病院

「病院」には、町立病院と大井沢歯科診療所から排出される CO2 排出量が含まれていますが、大部分は町立病院からの排出となっています。町民の生命を守るための施設であることから、運用の改善による大規模な CO2 排出量の削減は難しい状況ですが、熱源設備についてはエネルギー種の転換を含む省エネルギー化の検討が必要です。

② 学校保育施設

「学校保育施設」には、西川小学校、西川中学校、及びにしかわ保育園の CO2 排出量が含まれていますが、西川小学校の排出量が 6 割以上を占めています。3 施設では電気と灯油を使用していますが、特に西川小学校の灯油使用量が他の 2 施設と比べ、突出して多くなっています。児童生徒の快適過学習環境を維持しつつ、CO2 排出量の削減につながる施策の検討が必要です。

③ 教育文化施設

「教育文化施設」には、町民体育館のほか、自然と匠の伝承館や廃校を利用した文化施設の CO2 排出量が含まれています。施設自体が大きいところが多く、エネルギーの使用量が大きくなっている可能性があります。各施設について使用状況を確認し、運用改善等による省エネルギー化を行う必要があります。

④ 車両燃料等

「車両燃料等」には、町営バスやスクールバス、公用車等で使用している軽油やガソリンの使用量が含まれますが、およそ半分が町営バスの CO2 排出量となっています。町営バスは公共交通機関としてモーダルシフトを支えており、地域の CO2 削減に寄与していると考えます。一方で、車両の更新や運用の改善等を通じて、燃料使用量の削減を検討する必要があります。

3. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

西川町の地方公共団体実行計画（区域施策編）を踏まえ、西川町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

地方公共団体実行計画（区域施策編）の削減目標に基づき、目標年度（2030 年度）に、基準年度（2013 年度）比で 50%以上削減することを目標とします。

表 2 温室効果ガスの削減目標

項 目	2013 年度 (基準年度)	2023 年度 (最新年度)	2030 年度 (目標年度)
温室効果ガスの排出量	2,919t-CO ₂ ※	1,838t-CO ₂	1,460t-CO ₂
削減率	—	37%	50%

※2013 年度（基準年度）排出量は推計値です。

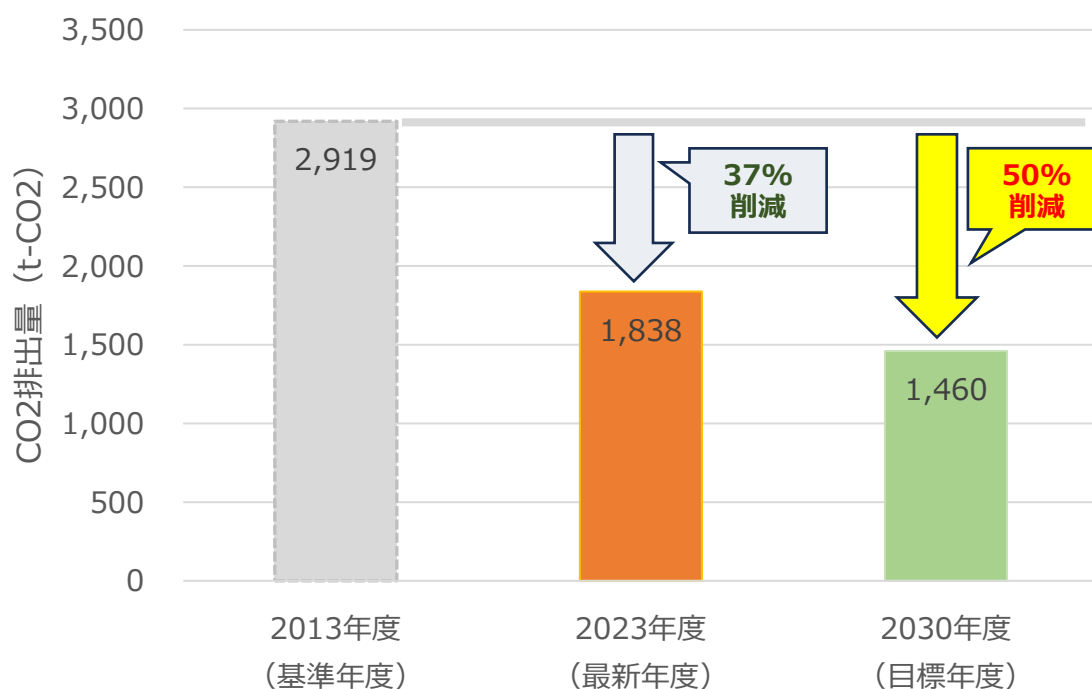


図 5 CO2 排出量の削減目標

4. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と A 重油・軽油・灯油などの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表に示された取組が示されています。西川町においては、「建築物における省エネルギー対策の徹底」、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」、「再生可能エネルギー電力調達の推進」を重点的な取組として位置付けます。

表 3 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上 に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに 新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 新規導入・更新 については 2022 年度以降全て電動車 とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに 全て電動車 とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上 を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R + Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R + Renewable を徹底し、 サーキュラーエコノミーへの移行 を総合的に推進する。

① 施設設備等のエネルギー使用状況の把握及び省エネ化推進

現在保有している施設設備等についてエネルギーの使用状況を把握し、必要に応じて施設設備等の運用方法を見直しや改修等の検討を行い、省エネルギー化を推進します。

- エネルギー使用量の大きい施設を中心に、エネルギーの使用状況を確認します。
- 確認結果に基づき、運用改善策の方法や改修の可否等について検討します。
- 特にエネルギー使用量の大きいボイラーや燃焼機器は、高効率で運転できるよう運用方法を調整します。
- 自動販売機の照明を消灯するなど、エネルギー使用量の小さな設備についても、省エネルギー化を推進します。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ヒートポンプ（マルチエアコンを含む）や高効率変圧器（トランス）の導入、ポンプのインバーター化など、設備の省エネルギー化を推進します。
- 街路灯・防犯灯の LED 化を進めます。

③ 再生可能エネルギー等の導入

西川町で導入計画のあるバイオマス発電や小水力発電などの再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 役場本庁舎を始め、できるところから、再生可能エネルギーの電力に切り替えていきます
- バイオマス発電の余剰熱の有効利用や、西川町の森林について発行された J クレジットを購入するなど、エネルギーや環境価値の地産地消を目指します。

④ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、可能な限り、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）や環境対応車を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

⑤ 職員の日常の取組

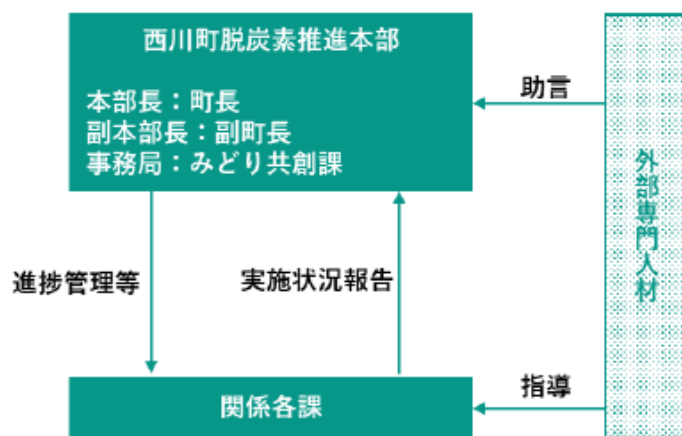
職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 近隣施設への移動には自転車を利用するなど、公務における自動車の利用を削減するよう努めます。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

5. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

西川町では、町長を本部長とした西川町脱炭素推進本部を設置し、全ての部局が参画する横断的な庁内体制を構築・運営します。また、地域活性化企業人等を活用し、専門的人材からの助言・指導を常に受けられる体制を整備することで、脱炭素事業の確実かつ円滑な進行に努めます。具体的な体制の想定は下図のとおりです。



(体制図のイメージ)

図 6 西川町における脱炭素施策の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

西川町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、西川町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

西川町事務事業編の進捗状況は、各部局の責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して西川町脱炭素推進本部に報告します。西川町脱炭素推進本部は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度を取組の方針を決定します。

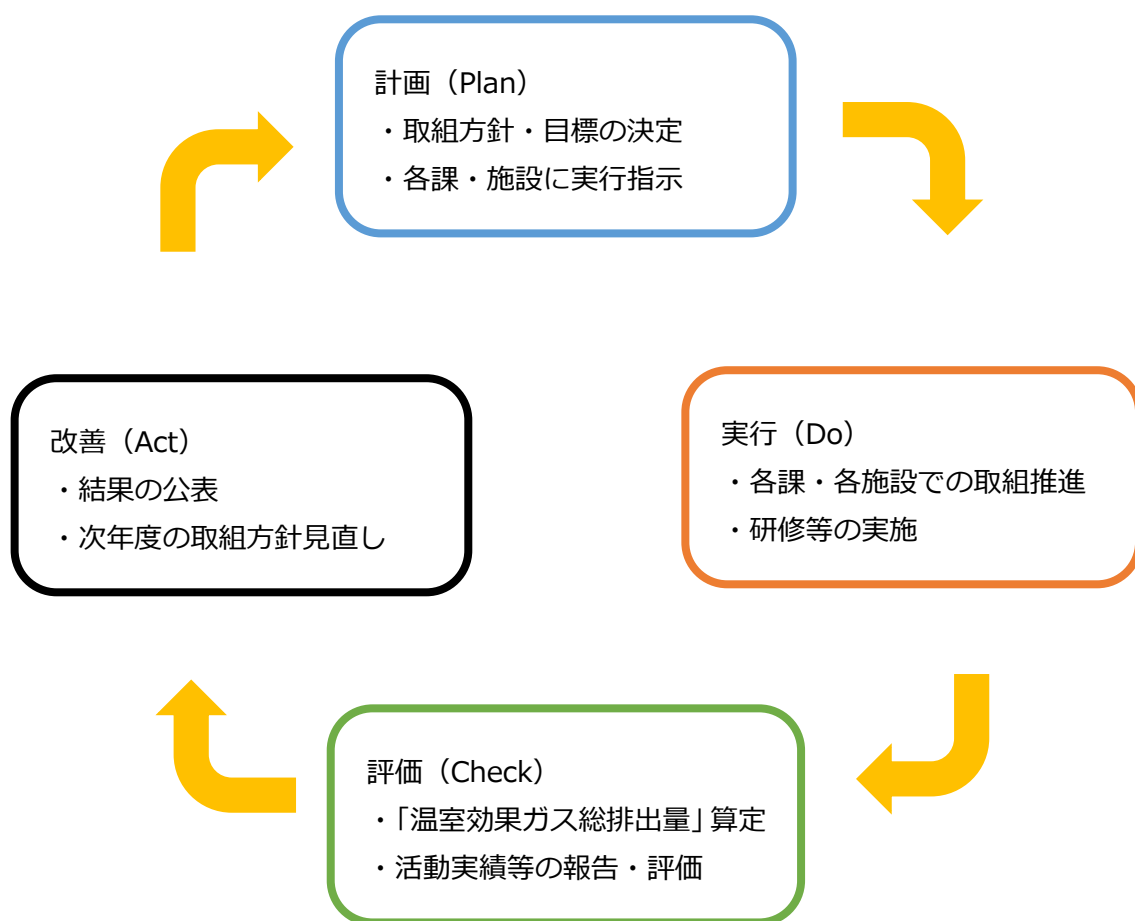


図7 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

西川町事務事業編の進捗状況は、西川町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

URL：<https://www.town.nishikawa.yamagata.jp/soshiki/midori/7807.html>